

Information 02 市医療局職員を募集

【職種、採用予定人員など】

募集職種	採用予定人員	受験資格
看護師	3人程度	【免許保有者】昭和45年4月2日以降生まれの人 【免許取得見込者】昭和55年4月2日以降生まれで、令和2年3月31日までに卒業および免許取得見込みの人（※長期勤続によるキャリア形成の観点から応募資格に年齢制限を設けています）
臨床工学技士	1人程度	臨床工学技士の免許を持つ、または令和2年3月31日までに卒業および免許取得見込みの人

【試験日程】2月9日(日)

【試験会場】登米市民病院 地域医療連携センター(多目的ホール)

【試験方法】小論文試験、人物(面接)試験、健康診断、資格調査

【受験申込書の配布】申込書は、医療局経営管理部経営管理課で配布します(午前8時30分～午後5時15分[平日])。郵便で請求する場合は、封筒の表に「(職種名)採用試験申込書請求」と朱書きし、宛先を記入した120円切手が貼ってある返信用封筒(A4版が入る大きさ)を必ず同封してください。詳しくは、市または医療局のホームページをご確認ください(※申込書は、市または医療局ホームページからダウンロードできます)

【申込期限】1月31日(金)(※郵送の場合は、受付期間中の消印のものに限ります)

【受付時間】午前8時30分～午後5時15分(平日)

【合格発表】2月19日(水)に合格者の受験番号を市および医療局ホームページに掲示し、受験者全員に結果を郵送で通知します

【合格から採用までの手続き】合格者は任用候補者名簿に登録し、登録者の中から採用者を決定します。合格者全員が採用されるとは限りませんのでご注意ください。採用は令和2年4月1日(免許取得見込者については5月1日)の予定です

【申し込み・問い合わせ】
医療局経営管理部
経営管理課(人事係)
〒987-0511登米市迫町
佐沼字下田中25番地
(登米市民病院内)
☎0220(21)6888



り災証明書・被災証明書の申請受付は1月31日まで

令和元年台風第19号で被災した家屋の「り災証明書」および家屋以外の建物や家財などの「被災証明書」の申請受付は、令和2年1月31日(金)で終了します。

申請には写真などの添付が必要です。詳しくは税務課またはお近くの総合支所市民課へお問い合わせください。

【問い合わせ】総務部税務課(固定資産税係)
☎0220(22)2163

Information 03 台風19号による被災者の国保税などを減免

令和元年台風第19号で被災した人の被害状況により、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を減免します。

減免は令和元年度に課税した現年度分が対象で、申請が必要です。減免の割合などは、被災状況により異なります。詳しくは、税務課へお問い合わせください。

【問い合わせ】総務部税務課(国民健康保険係)

☎0220(22)2163

■減免の対象になる税・保険料

	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料
減免対象	普通徴収(納付書・口座)	5期以降	4期以降
	特別徴収(年金天引き)	10月以降の年金天引き分	

■減免の対象になる災害状況など

区分	申請に必要な書類など
主たる生計維持者が死亡したり傷病を負った	死亡診断書の写し、医師の診断書など
主たる生計維持者が行方不明	警察に提出した行方不明の届け出の写しなど
主たる生計維持者が居住する住宅が被害を受けた(介護保険の場合は本人が居住)	り災証明書など(全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水)
主たる生計維持者の収入が減少した(保険金などの補てん額を控除しても、減少額が前年の10分の3以上)	・減少額が分かる書類、保険金など補てん額が分かる書類など ・失業や廃業の場合は、その事実が確認できる書類など

Information 01

所得の申告相談が始まります

令和2年1月1日現在、市内に住所があり、次に該当する人が対象になります。

申告が必要な人

令和元年中に所得があり①勤務先から源泉徴収票を交付されていない②勤務先で給与の年末調整をしなかった③給与所得のほかに、農業や営業などの各種事業所得、不動産所得、配当所得、雑所得などの所得がある

※税務署(青色申告者、会計事務所)に依頼する人を含む)や国税電子申告・納税

事業所得について

事業所得(営業所得・農業所得・不動産所得など)がある人は、帳簿などの記帳・保存が義務化されています。申告の際は、収支内訳書などを作成し、持参してください。

申告相談日について

地域によって申告相談日が異なります

システム(e-Tax)で申告する場合は、市役所での申告は不要です

す。また、申告期間中、各申告会場は日曜日(1日だけ)の申告相談を実施します。日程は、申告会場ごとに異なります。受付時間は、各会場とも午前が8時45分から11時まで、午後は1時15分から3時30分までです。

申告相談の日程を昨年に比べ大幅に変更しています。申告相談の日程や申告相談時に必要なものは、各世帯に配布している「所得の申告相談について(ご案内)」を確認してください。

税務署からのお知らせ

申告書作成会場の開設について

【開設場所】佐沼税務署1階特設会場
【開設期間】2月17日(月)～3月16日(月)

※土日、祝日は開設していません
※開設期間前は申告書作成会場を設置していませんので、開設期間中にお越しください

【相談受付時間】午前9時～午後4時

【開設時間】午前9時～午後5時

※申告書作成会場は大変混雑しますので、開設時間内に申告書を作成できるよう、早めにお越しください

※混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください

※申告書や申請書などにはマイナンバーの記載が必要です

【問い合わせ】佐沼税務署

☎0220(22)2501

『スマホ』で確定申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、お手持ちのスマートフォン、タブレットで所得税の確定申告書が作成できます。

■スマホ専用画面の対象範囲が拡大

令和元年度分の確定申告から、給与所得は、従前の年末調整済みで支払先が1カ所の人に、年末調整が未済の人、支払先が2カ所以上の人にも対応します。また、新たに公的年金などを含む雑所得や生命保険金などの一時金、満期返戻金を受け取った場合などの一時所得にも対応します。

※申告内容によっては、スマホ専用画面をご利用いただけない場合もあります

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください

[HP] <https://www.e-tax.nta.go.jp/>



附表提出による申告

次のいずれかに該当する場合は、申告書附表を提出することで申告したことになります。①収入がまったく無かった(他市町村にいたる家族の扶養に入っているなど)②収入が障害者年金、遺族年金、失業給付などの非課税所得のみ

※申告書附表は「所得の申告相談について(ご案内)」に添付しています。必要な項目を記入し、各申告会場、または各総合支所市民課に3月16日(月)まで提出してください

税務署で申告をお願いします

次のいずれかに該当する場合は、税務署で申告をお願いします。①青色申告をする②過年度(平成30年度以前)の申告をする③収用以外で土地、建物などの不動産を売却した④株式や先物取引所得がある⑤雑損控除(繰越損失)の申告をする⑥住宅借入金等特別控除の適用を受ける⑦相続税法対象年金の申告をする⑧初めて営業、不動産の申告をする⑨利子、上場株配当の申告をする また、死亡した人で、準確定申告が必要な場合は、税務署に案内することになりますので、ご了承ください。

ご不明な点は、事前に総務部税務課まで相談ください。

【問い合わせ】総務部税務課(市民税係)
☎0220(22)2163